

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成 30 年 3 月 12 日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町一丁目 4 番 9 号  
シークス株式会社  
代表取締役社長 桔梗 芳人

当社は平成 30 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 30 年 4 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 30 年 3 月 31 日と定めましたので公告いたします。

以上

### お 知 ら せ な ら び に ご 注 意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 4 月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 平成 30 年 4 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関： 三井住友信託銀行株式会社  
連絡先： 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
TEL: 0120-782-031